

寒川町告示第7号

寒川町下水道条例(昭和58年寒川町条例第12号)第6条の8の規定に基づき、次の指定
工事店の指定を取り消したので、告示する。

令和5年1月18日

寒川町長 木 村 俊 雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第 316 号	平塚市夕陽ヶ丘41-4	有限会社 福栄設備	福本 滋